

議 事 日 程 (第2号)

令和2年3月3日(火) 午前10時開議

日程第1	議案第2号	湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定について
日程第2	議案第3号	湖西市犯罪被害者等支援条例制定について
日程第3	議案第4号	湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
日程第4	議案第5号	湖西市監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第5	議案第6号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第6	議案第7号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	議案第8号	湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議案第9号	湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
日程第9	議案第10号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第11号	湖西市家庭児童相談員設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第12号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第13号	市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第13	議案第14号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
日程第14	議案第15号	市道の路線の認定について
日程第15	議案第16号	市道の路線の変更について
日程第16	議案第17号	令和元年度湖西市一般会計補正予算(第5号)
日程第17	議案第18号	令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第19号	令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第19	議案第20号	令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第21号	令和元年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第23号	令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
日程第22	議案第24号	令和2年度湖西市介護保険事業特別会計予算
日程第23	議案第25号	令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第24	議案第26号	令和2年度湖西市公共下水道事業会計予算
日程第25	議案第27号	令和2年度湖西市水道事業会計予算
日程第26	議案第28号	令和2年度湖西市病院事業会計予算

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 議案第2号 湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、5番 福永桂子さんの発言を許します。5番 福永桂子さん。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。議案第2号について、3点お伺いいたします。

まずは1点目です。なぜ、湖西市児童手当を廃止しなければいけなかったのでしょうか。ほかの事業は検討されましたか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

湖西市児童手当は、国から支給される特別児童扶養手当に上乗せするものであります。国の手当額は創設当初から20倍以上に引き上げられており、また昭和50年からは支給対象者が重度障害者に加え中度障害者にも広げられています。現在は、国からの支給額が1級・重度障害者が月額5万2,200円、2級・中度障害者が月額3万4,770円となっております。さらに、在宅重度障害者には障害児福祉手当が月額1万4,790円支給されております。これらの手当が拡充されていく中で、毎月市独自で2,000円を上乗せする意義は小さくなっていると考えます。

毎年全ての福祉事業について、事業の重要度、継続の必要性について検討いたしております。その結果、市の福祉事業を今後も安定的に持続させるため

に、湖西市児童手当の廃止はやむを得ないという結論に至ったものです。以上です。

○議長（加藤弘己） 5番 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） たとえ、これ少額であったとしても、やはり人々の生活に直結する補助金なわけで、ぎりぎりの生活をしている人たちにとっては貴重な補助だと思うんですね。

他の財源をカットするということを試みられたんでしょうか。ほかの予算を削ることで対応するという。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えします。

この事業を廃止するに当たって、ほかの財源をこれに充てて存続させるということにつきましては、実際のところいたしてはおりません。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） もう一度言いますが、カットしやすいからやめようという発想ではないことを祈っておりますけれども、やはりそれほど大きな財源ではないわけですから、どこかほかでということを考えることもできたのではないかなと思います。

この手当を廃止するに当たりまして、本当に必要な人を検証されましたでしょうか。これ一律の補助金だったと思うんですけども。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 済みません、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○5番（福永桂子） この手当を廃止するに当たって、本当に必要な人を検証されたでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 次の2番目の質問にもなってしまうんですが、こちらのほう廃止するに当たって、市内の障害者団体とか福祉事業者の代表者による障害者支援協議会というものがございます。そちらのほうに、1月に会議があったものですから、廃止したい旨の説明はさせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 検証されていないというふうなことです。

では、その障害者支援協議会での御意見はどういうものが出たのか、開示されますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 支援者協議会の場では、特に意見等はございませんでした。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） では、2点目に入ります。

当事者にきちんと説明する等の配慮はされましたか。今、少しちょっとお話をされたんですけども、その他にありましたらお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 先ほど答弁させていただいた内容と重複してしまいますが、先ほど答弁したとおり、1月に支援者協議会を開かせていただきまして、そこのほうで説明をさせていただきました。

しかしながら、廃止につきましては、議会での議決が必要になりますので、議決された後に、対象者への通知、広報等への掲載などにより広く周知してまいりたいということで説明をさせていただいております。

先ほど支援者協議会のほうから意見がありましたかということですが、特に廃止についての意見はなかったのですが、廃止に当たって、周知のほうはしっかりやってくださいという意見はありました。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 議会の議決の後とおっしゃったんですけども、本当は公聴会とか、またパブリックコメントで意見を聞くという機会があってもよかったのではないかな。一般の人にも知ってもらいたいということも大切なことではないかなと私は思うんですけども、その点、どう考えておられますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 特にパブリックコメント等、公聴会を開くということは、特に考えておりませんでした。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） では3点目に行きます。

湖西市児童手当を廃止するに当たって、代替措置

は検討されましたか。また、制度廃止への準備をしてもらうために、経過措置等は考えられませんでしたか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

この制度は、そもそも国の実施する特別児童扶養手当に上乘せする形で始まった制度であり、その上乘せ分を廃止するものであります。また、支給対象者の1級に相当する重度障害児には、障害児福祉手当も支給されていますので、湖西市児童手当にかわる手当は考えておりません。

そのかわりに、福祉団体からの要望もあり、より支援が必要と思われる精神障害者医療費助成の支給要件ですが、こちらのほうを手厚くする予定であります。

経過措置につきましては、提案説明で市長が申し上げておりますが、廃止に関する周知期間を考慮して7月からの廃止としております。4月から6月までの間については従来どおり手当も支給する予定です。以上です。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 人々の生活を直撃するものですから、7月からと言わずに、もう少し準備期間が必要ではないかなと思います。

それから、やはりこれ、激変するので、激変緩和措置はもう少し手厚くしてもいいのではないかなと思いますけれども、その辺だけお答えください。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 議員のおっしゃることはわかりますが、今のところ激変緩和の措置というのは考えておりません。

○議長（加藤弘己） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） わかりました。これで私の質問は終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。質疑通告に

従いまして、議案第2号につき質疑をさせていただきます。

今、同僚議員がいろいろお尋ねになりまして、わかったこともあります。またあえて質疑をさせていただきます。

本条例を廃止にしようとするに当たり、どのくらい検討を重ね、結論に至ったのか、経緯を伺います。ただいまの答弁の中で、毎年、事業の重要度を検証し、検証した中で本条例廃止に至ったということはお聞きすることができました。まず、こういった毎年事業の重要度を検証するといったことも、いつぐらいの時期からどれだけの事業を上げて検証し、この条例が今回廃止に至るのか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

一番最初の検討につきましては、新居町との合併時に、お互いの市町にない制度をどうするかというすり合わせであります。そのときは、福祉に関する支給制度であることから、廃止はしないという結論になり、制度を存続いたしております。

その後も年々厳しくなる財政事情の中、毎年廃止の候補として挙がってきましたが、その都度、福祉制度ということで存続させてきました。

平成30年度の予算編成時には、市の単独事業は全て廃止を前提に見直すということになりましたが、このときも廃止はしませんでした。

しかしながら今回、令和2年度の自立支援給付にかかる扶助費は、介護・訓練等給付費で6,600万円、障害児通所給付費で1,820万円の増額となる予定であります。

また、福祉関連予算全体で見ますと、扶助費等が約1億5,000万円の増額となる一方で、削減できる経費は2,000万円程度であります。

そのような事態の中、市単独事業のあり方について改めて検討し、市児童手当を廃止しても、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等が支給されることを鑑み、今まで頑張って残し続けてきた制度ですが、いよいよ存続が困難な状況となり、廃止もやむを得ないという結論になりました。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ただいまの答弁の中で、合併時のすり合わせ当時から検討はしていたけども、ずっと見送ってきた。いよいよ、もう無理だから、今回廃止したいという趣旨だったと受けとめました。

そういった中で、先ほど同僚議員の質問の中で、重要度を検証しというの、どのくらいの事業をいつも見直しているんですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 参考に、今、福祉のほうで抱えている市の単独事業になりますが、まず、補助金につきましては湖西市身体障害者福祉協会の補助金、湖西市手をつなぐ育成会補助金、精神保健福祉会さざなみ会補助金がございます。それともまた別に、扶助費の関係でございますが、重度障害者住宅改造費、重度心身障害者タクシー料金助成、精神障害者医療費助成、精神障害者通院等交通費、免許取得費及び自動車改造費助成、障害者福祉施設通所給付費、重度障害者児医療費の市単独分などがあります。これにつきましては地域福祉課にかかる分だけでございますが、これらの市単独事業を検討した中で、今回の児童手当につきましては、国の事業もあるということで廃止もやむを得ないということで、今回の条例廃止のほうに上程させていただいたということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そういった中で、本当に先ほども質問がありましたけども、この事業以外で次年度経費を削減しようとか、予算づけを抑えようという検討はなかったということなんでしょうかね。今、各障害者団体の補助金、またいろいろな事業のお話もありましたけども、もうこれしかなかったと、もう国でこれだけ十分お金を出しているの、この逼迫した湖西市財政状況では、この事業を廃止せざるを得ない。またそういった障害者関係の扶助費等いろいろにおきまして、やはりその枠の予算の中でやりくりをするという考え方なんでしょうか。先ほども質問ありましたように、ほかの事業、他の部局関係等も含めて、市財政全般を見た中でも、これしかなかったということなのか、どちらでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 今回廃止に至った経緯でございますけれども、一応、市の健康福祉部内の事業、それぞれの予算の中で、検討した結果、市単独事業等いろいろ検討して、今回の児童手当の廃止ということで至ったわけですが、それにつきましては、例えばこれを存続することによって、この分をほかのところに捻出させてもらえるかどうかというのは、その時点ではちょっとお願いはしておりませんので、基本的には健康福祉部の中の事業で削れるところは削らせてもらったということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

それから今回廃止した分、約430万円ぐらいだったと思うんですけども、それを先ほどの答弁の中でも精神障害者からの要望が多いことへの対応と伺いましたけども、どのようにこういった精神障害者の方からの要望を受けとめたんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） こちらのほうは精神障害者の団体の方のほうから、県のほうからだと思えますけど、そういった要望がございまして、前々から要望のほうはございました。今回、それにつきまして、今回廃止のかわりというわけでもないんですけども、少しでも精神障害の方の要請に応えるということで、ちょっと要件のほうを緩和させていただいたということです。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） たしか議員全員協議会の説明で、別に精神障害者の方の入院費助成を云々ということではありませんけども、今2カ月目から助成している部分を、1日目から助成するという説明がありました。それ、たしか質問したときに、この事業も市単独というようなお話をうかがった記憶があるんですけども、いま一度そこを確認させてください。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 精神障害者医療費助成につきましては、市単独事業になります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市単独事業、片や廃止、片や市単独事業を設けるといったところで、何か健康福祉部長として感ずるものはなかったんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） いろいろ事業の存続させるか廃止させるかという中で、精神障害者医療費助成につきましては2カ月目から対象というのを1日目から対象にさせていただきました。それにつきましてかかる予算というのは、済みません、今ちょっとここで幾らというのが思い出せないですけど、今回の障害児童手当をやるよりははるかに少ない金額で対応できるということで、それだったらこちらのほうをちょっと厚くしようかということで、精神障害者医療費助成のほうをちょっと改正をさせていただきたいということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。最終的にあくまでも数字、予算づけというかな、そういうところで今回この条例を廃止するという上程はされている。

昨年度も重度障害者医療費助成の見直しを行いましたね。そういったところも検討はされたんでしょうか。2年連続でこういった障害者関係を見直すということに対して、健康福祉部長のお考えはいかがでしたか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 福祉部門の担当としましては、非常にこういった事業をやめるといのはかなり勇気が要するというですか、心苦しいことがあるんですが、これからの福祉もそうですけど、いろいろな事業を存続していくためには、まずこういった市単独事業を見直した中で、廃止するものは廃止していくしかないという決断で、非常に心苦しい思いですけども、今回の廃止ということで上程させていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。あくまでも市単独を見直すしかないということでしたけども、限られた財源の中で、健康福祉部は健康福祉

部の中で、削ってこっちにつけたりというやりくりという状況もわからないではないですけども、予算づけよりも、私はもう少しある意味精神的といったらいんですかね、前年度も見直し、また今回も見直すということに対しての配慮があってもいいのかなという感触は受けました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告が提出されております。初めに、4番 三上 元君の発言を許します。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） 4番 三上 元でございます。反対討論をさせていただきます。

まず、質疑で二人の同僚議員が質問をし、その答えを聞いていますと、コスト削減に当たり、福祉部門の中では十分検討したが、他の部門、全体を見た中で、市全体として優先順位がここにあるのかは十分検討していないという感じを受けました。

そして、当事者には話しているのか、パブリックコメントはしたのか、気がなかったのかということに対しては、考えていなかったと答えております。激変緩和措置は考えなかったのかと。それも十分考えていない。

しかし、健康福祉部長は、心苦しかったけれども、いよいよ存続が困難になったので、これを提案することになった。こういう経過を聞きました。

私にとっては、不十分な検討であり、優先順位をここにするという感じが、きょうの質疑を通じても感じられませんでした。私は、大きな点では3つの

点からこの廃止に反対であります。

1つは、政治というものは、苦しい人たち、あるいは弱者という言葉があるかもしれませんが、そのような人たちにまず配慮を行う。それが率で税金を納め、額で平等に出すというような再分配の制度が基本的であります。そういう原則から見たときに、今回の措置は500万円ぐらいの年間の節約になりますが、少数の経済的に苦しい人たちに対して、特に厳しい措置が結果として起きてしまう。確かに国は何万円という単位で出している。市は2,000円ということであるならば、1割程度ではないのかと。1割というのは、役割が終わったんでしょうか。その1割は、月2,000円、年間2万4,000円であります。2万4,000円というのは、かなり大きな金額ではないのかなと思うのは、福祉関係のバランスをとるときに、いつも話題になるのは消費税であります。消費傾向の高い人間に厳しいのが消費税であるというときに、上げるたびに1万円ぐらいの支給をするときに、何千人の人たちがそれに欲しいといって登録をし、応募してまいります。年間2万4,000円というのは、決して小さな金額ではありません。

他の予算との比較で言うならば、目的は財源に対する寄与であり、コストダウンということの場合は、できるだけ多くの人たちに負担してもらおう。極端に言いますと、6万人おります。100円ずつ負担してもらえれば、600万円になります。そっちの道を選ぶほうがよかったですのではないのでしょうか。例えば、去年、おとしでしたか、幾つかの利用料金を上げました。これは広く浅く、100円、200円の金額を市民全体で痛みを分け合おうではないか。そういうやり方のほうが妥当だというふうに思います。

例えば、水道とかの料金を、月に20円上げると、年間240円です。2万世帯であるならば、500万円になります。そうすると、広く浅く500万円の負担をみんなが得られるようになる。市の財政への負担というものを、何とかして改善しようというのは、人口が減っており、収入が減っているわけですから、この基本的な考え方はわかりますけれども、そのときには広く浅く、600万円を節約なら、一人100円なんだと。みんなが負担しようという道が正しいと思

っております。それが第一であります。これは保守系の政治家の中にも多くの人は、政治家が行うべき、あるいは政治が行うべき役割は弱者の救済であり、困難な人たちの救済なんだということを思っている人が多いわけですので、これは保守革新、あるいは右・左、関係ない原則だと思います。それが一点。

第2点は、歴史的な遺産である。50年ほど続く歴史的な遺産を、そう簡単に変えてほしくない。これが2番目の考え方であります。

100万部売れたという藤原正彦さんの『国家の品格』という本によりますと、イギリス人は歴史にひざまずく。歴史的価値を大変尊ぶんだという考え方があると聞きました。これは50年の伝統です。国は20倍以上に引き上げられた。湖西市は最初、国が2,000円のときに、湖西市が2,000円という、もっと支給すべきなんだという弾みをつける役割を湖西市が果たした。そのために、そうかと。2,000円では足りないのかと国は思い、次々と上げてきて、万という単位になったわけであります。その国に弾みをつけるという形で、もっと出せという大きな歴史的な役割を果たしてきた、この歴史ある湖西市の誇るべき条例を、合併のときにも話題になったけれども残すことが決まった。毎年話題になったけれども残すことが決まった。そっちのほうが私は正しいと思います。そんな理由から、2つ目の理由は、歴史的な遺産として誇るべきこの条例を残すべきである。これが2つ目の理由であります。

3つ目は、小さな理由かもしれませんが、上げるタイミングとして、何年かに1回、国は上げてきてるわけですから、2,000円以上、上げるときに、次は廃止しますよというのであれば、落ちるわけではなくて、上げるのがちょっと少なくなるわけですから許せます。そういうのを激変緩和というわけです。いつ上げるのかのタイミングについても、小さな理由の3つ目でありますけれども、私には理解できない。

よって、私はこの法案に、多くの議員さんたちが、これはやはり残そうという考え方になっていただくことを期待して、反対討論を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、8番 高柳達弥君の発言を許します。

〔8番 高柳達弥登壇〕

○8番（高柳達弥） 8番 高柳達弥です。私は議案第2号 湖西市児童手当支給条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

湖西市児童手当は、国の支給する特別児童扶養手当に上乘せする形の支給であり、二重の支給ともとれる手当であります。また、国の支給月額が1級5万2,200円、2級3万4,770円に対し、市の手当は月額2,000円と、支給額から見ても、対象者への影響は小さいものと考えます。

また、精神障害者医療費の助成においては、対象を入院2カ月目からを、入院1日目からに拡大するなど、より必要な制度の充実も同時に行っております。

さらに、扶助費の支出額は年々ふえ続けており、障害福祉関係の扶助費だけでも、令和2年度の予算案で、前年度比約7,200万円の増額が見込まれており、市財政の逼迫する要因にもなり得るものでございます。

このようなことから、湖西市児童手当の廃止はやむを得ないものと考え、私は議案第2号に賛成いたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は賛成討論でした。

次に、14番 荻野利明君の発言を許します。

〔14番 荻野利明登壇〕

○14番（荻野利明） 14番 荻野利明。議案第2号 湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定について、反対討論を行います。

この条例の目的は、児童手当を支給することにより、児童福祉の向上を図ることを目的とするとされており、障害児を持つ家庭にとっては、なくてはならないものです。国から支給される特別児童扶養手当や、市と国から重度障害児へ支給する障害児福祉手当があるからといって、この制度の役割が終わるわけではありません。

この制度の意義が小さくなったというならば、増

額こそ考えるべきです。この問題は、湖西市の障害児者に対する姿勢が問われる重大な問題と考えます。企業誘致も大切かもしれませんが、もっと大切なことは、障害者を初め、お年寄りや子供、生活困窮者など、社会の底辺で暮らしている市民にこそ、目を向けるべきであります。

以上の理由で、反対討論といたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。私は議案第2号 湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定について、反対討論を行います。

国の制度が充実し、市単独の上乗せ効果の意義が小さくなっていることから、本条例を廃止することですが、長年議員を勤めさせていただいておりますので、国の制度における社会保障費、国のほうも増えてますね。そして、年々厳しくなる財政状況は、重々承知しています。

しかし、障害児を抱える親として、日ごろから政令市と中核市に挟まれた湖西市の障害福祉の現状を案じています。支援市制度におけるサービス提供は受けさせていただいており、感謝いたしておりますが、湖西市は人口規模からも、新たな法人誘致やサービス提供体制の整備、質の向上など、多様な利用者ニーズに対応し切れない状況にあると私は感じております。

市長は、幸福度日本一のまちを目指しての子育て・教育の充実、日本一思いやりのあるまちづくりを提唱されておりますが、前年度も突然、重度障害者医療費助成制度の見直しを行ったばかりであること。さらに、定例会初日の提案説明において、職住近接推進のためには、新たな予算づけが盛り込まれているにもかかわらず、市長は「耳ざわりのよいことばかり言っていては、湖西の未来はない」と発言されました。障害を持って生まれた子供も、育んでいかなくってはなりません。市長の障害児者に対する意識をかいま見たようで、障害児を持つ親として、

少なからず衝撃を受けました。

金額ではなく、サービス提供体制が整っていない湖西市だから、市単独事業もやむを得ないと私は感じております。

いずれにしましても、障害者関係の条例の廃止や見直しについて、突然諮られることに危機感を覚え、今回、あえて反対とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。私は、議案第2号 湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定について、賛成の立場で討論いたします。

この児童手当は、先ほども言われていましたように、昭和47年より児童福祉の向上を目的として、遺児、障害児に対して、市の単独の手当として施行されてきました。

現在では、障害福祉、子育て支援サービスなどが拡大し、障害児に対しての国からの手当は、20倍以上にもなっておるという現状です。

市独自の手当を上乗せする意義は小さくなっていると私は思います。

また、障害者の方々は、この方たちだけではありません。この財源を使って、新たな精神障害者医療費の助成を、入院1日目からと、必要な制度に取り組まれたことは、私は評価したいと思います。

誰もが幸せに暮らせる湖西市を目指していきたいと思えます。以上、国の児童手当が整ってきましたので、私は湖西市児童手当の廃止については賛成いたします。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第2号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第3号 湖西市犯罪被害者等支援条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。

質疑通告に基づきまして、第11条の日常生活の支援とはどのような支援を想定しているのか。また、支援する期間を定めなくてもよろしいのかと伺います。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

〔危機管理監 小林勝美登壇〕

○危機管理監（小林勝美） お答えいたします。

犯罪被害者等の方は、心身に大きなストレスを受け、日常生活においても大きな変化を生じ、それまでの生活ができない状況になることがあります。そのような犯罪被害者等の方が平穏な日常生活を一日でも早く取り戻していただくために、現在ある各種制度を活用し、支援してまいりたいと考えております。

今回の条例制定によって、新たな業務を実施するということは想定はしておりませんが、現在市役所で行っている業務を、犯罪被害者等の方々を支援するという視点で、寄り添って実施をしていくよう考えております。

具体的な支援内容といたしましては、例えばなんですが、心身に障害を生じた場合には障害福祉サービスに関する御案内をしますとか、経済的に困窮した場合には生活保護の対応ですとか、各種税金の納税の相談、遺族等に子供がいた場合には児童扶養手当や保育料減免などの経済的な支援制度に関する案内を行うなど、適切な支援を行うことなどが挙げられます。

また、支援する期間につきましては、犯罪被害者等の方の状況はさまざまでございますので、期間は特に設けず、必要があると思われる間は継続して支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 今現在、市にあるものを活用して支援していくというお話でした。

それで、日常生活していくためには、お金が必要になりますね。何もお金も持ってなくてとかという場合は、やはりお金がないと困るので、そういうときにはどういうふうにしていかれるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） お答えいたします。

条例の中では、見舞金をお支払いできるという規定をしております。規則で、これはその被害を受けた方、死亡した場合ですとか、1カ月以上の入院をした場合に、お見舞金として手当するということが考えております。

また、そのほか、ちょっと福祉のほうでケアができることとか、そういったことがあったら御案内をして相談をして、今ある制度の中での対応というのを考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 見舞金の中でやっていただくというお考えのようですけれども、いろいろな状況の方がいらっしゃると思うんですね。そうやってきたときに、その見舞金の中だけで、支援する期間が今回は設けないというので、必要なときはずっと継続してやっていくと捉えますと、期間が長くなれば長くなるほど、そういう生活に関してはお金、必要なお金が発生してくると思うんですけど、それはやはりそのところでまた相談すれば、対応してくれるということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） お答えいたします。

市のほうはどうしてもお見舞金ということで1回限りの支給ということになりますが、国のほう、警察庁のほうでいろいろな仕組みがございまして、例えば被害によって障害を負ってしまうということも

あったりすることもございますとか、例えば遺族の給付金であったりだとか、重傷病を負ったときの給付金だというのが国のほうの制度でございます。そのつなぎではないんですけど、国のほうの支給されるというのが、すぐには支給されないということがございますので、それまでの生活支援、生活支援といえますか、1回限りの、それも死亡した場合とか重症で1カ月以上の入院ということに限られてきますので、本当に一時的なお見舞いということにはなるんですが、国のほうの制度もあるということで、そちらのほうの活用もしていただくことになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） ただいま部長が説明されたように、あれですね、静岡犯罪被害者支援センターとかそういうふうなところと連携してやっていくという考えでいいということですね。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） おっしゃるとおりでございます。今考えておりますのは、条例がもし決いただきましたときには、3月中に警察、それから今おっしゃっていただきました静岡の犯罪被害者支援センターというのがございます。そこで三者で協定を結んで、連携をとっていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。以上で質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続きまして10番 佐原佳美さんの発言を許します。
10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。同じく議案第3号 湖西市犯罪被害者等支援条例制定についてをお伺いいたします。

第6条に「犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定める」とありますが、どのような計画でしょうか。今、先輩議員の質問の中で、例えばというような例をお聞きしたので、少しわかる気はしますが、

よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。登壇してください。

〔危機管理監 小林勝美登壇〕

○危機管理監（小林勝美） お答えさせていただきます。

今回上程させていただいた条例に基づきまして、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するための計画を作成してまいります。

計画では、重点取り組み項目を設定し、その項目を推進するための具体的な施策や担当課を明確にし、庁内の連携を図ってまいります。

また、先ほども御答弁させていただきましたが、警察や犯罪被害者支援センターなどの関係機関とも連携をして、本格的な支援を実施する体制なども位置づけ、犯罪被害者等の方が一日も早い被害の軽減・回復に役立つよう計画を策定してまいります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。重点項目を決めるところで、生活全てを、もともとの課題であった生活の課題も含めてというのは、基本的な計画をといる中に、穏やかな生活になるためのものもあるんですけども、あくまでも犯罪被害というところでの、これまでの日常と違うところの重点項目を決めてというところで、よくわかりました。

では、2番目の質問をお願いします。

第7条の総合的な窓口を設置し相談を受け付ける点があるが、専門職が対応するのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） お答えいたします。

総合的な窓口は危機管理課に設置をいたしますが、専門職を配置するという予定はございません。

窓口では、危機管理課職員が相談に来られた方の状況や必要な支援の内容を伺いまして、相談内容に応じた関係部署、関係機関との連絡調整やパンフレットをお渡しするなどの必要な情報を提供し、犯罪被害者等の方の負担の軽減を図るという役割を担ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 今の御答弁ですと、窓口に来て、一番困って、今ピンポイントで相談に来た場合には、今のような対応でいいかもしれませんけれども、先ほどの1番目の質問、第6条のところでは、基本的計画を立てるとある場合には、客観的現状から決めるのか、それとも、ごめんなさい、ちょっと1番に、今の答弁から戻ってしまうんですけど、これがわからないから教えてと来れば、これが困ってるからと言えばピンポイントかもしれませんけれども、重点項目を決めということは、重いものから軽いものまでの犯罪被害に遭った場合のものがある、計画的に重点項目から支援していこうということだと思うので、危機管理課の方たちが窓口で教えて終わりではなくて、当事者の意見を聞いて、この計画を策定するという流れに行くのではないんですか。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） お答えいたします。

重点項目といいますか、そういった目標では、まだこれから来年度、今は条例、規則をつくってる段階なので、来年度に入りまして計画を立てていきますけど、先進の市といいますか、もう既につくっているところを参考にさせていただく中では、例えば犯罪被害者等に対する各情報の提供ですとか、一番は精神的なダメージが大きいというふうに言われておりますので、そちらの支援の方法ですとか、あとは市役所内などの連携、それから先ほど言ってる警察とかの連携、それから市民全体の方に理解を深めていただくことなんかを重点項目としてうたってくるようになるかと思っております。

それで、先ほど総合的な窓口といいましたけど、基本的にはワンストップというような形で考えておりました、今までの、先輩市といいますか、聞いた例でいいますと、犯罪被害者等支援センターというところが警察と今連携をして、中心になって動いていただいております。その方たちの中で支援員さんという方がいらして、例えば警察に行く場合、裁判所に行く場合、市役所に行く場合なんかは付き添って来ていただけるというケースが多いというふうに想定しております。ですので、窓口としては危機管理課でやるんですが、カウンターでやるという

ことではなくて、どこか部屋をとって、そこに相談場所としてお話を聞きながら、担当する課の職員に来ていただいて、そこでどんな支援ができるかというのを相談していくと、そんなイメージをしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） まだ、この条例制定が可決してから、もうちょっと先進地を参考にいろいろ決めていきたいという段階なのだなということもわかりましたが、今、犯罪被害者等支援センターの職員が警察に行くんだり、市役所へ行くときに付き添うといったら、その犯罪被害者等支援センターのほうでも計画をつくってると思うんですね、そういう行動をとる、同行するという、寄り添うという人は、それは二重にやっていくんですか。その犯罪被害者等支援センターは県の犯罪被害者支援センターというところに先に行くということですか。今のちょっと御答弁の内容がわからなかったです。

○議長（加藤弘己） 危機管理監。

○危機管理監（小林勝美） 犯罪被害者等支援センター、県の施設ではなくて、NPOということになりますので、民間の団体ということであるんですが、この中には弁護士さんとか、例えば臨床心理士さんとか、そういった方が含まれていて、サポートをしていく団体ということになります。

湖西市のほうの計画は、個人個人に対しての計画ということではなくて、湖西市としてどんなふうに支援をしていくかという計画になります。ですので、もし実際に被害を受けられた方、相談に来た方に対して、その方の計画というのは個々の計画を、計画といいますか、どんな支援をしていくかというのは、その相談を受けたときに、例えば犯罪被害者等支援センターの支援員さんなんかと一緒に考えていく。その一人一人について寄り添っていくということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。この第6条の被害者等支援に関する基本的な計画を定めるというこの計画は、市役所の中でどういう動きをするかを計画するというお答えですね。そして、NPOのほ

うが個人的な心理士がいたり弁護士がいたりするところで、その家庭の支援の計画を立てるところで分けているということですね。

でも最初の、申しわけないですけど、先輩議員が話をしたときに、寄り添う支援をされると言われていたので、より心理的だったりする、NPOとの支援センターとの計画と、本当に整合性を合わせて、本当に寄り添いになる支援をしてほしいと思います。東京なんかはやはりその地域にいるいろいろな風評被害というか、そういううわさ話だとか、そういうのでそこにいたくないという、引っ越しの代金を出すとか、そんなようなこともありましたので、また付託議案でもありますから、よくまた審議していただいて、他市の例も見て、しっかりまた支援になるような、あくまでも心に寄り添うほうもしっかりやっていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。午前11時15分まで暫時休憩といたします。よろしく願いいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第3 議案第4号 湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。

議案番号4番で、通告に従い、第10条のところでは、第10条のところの情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正についてというところで、どのような施策を考えているのか伺います。情報通信技術というのは常に進歩していってしまうので、そこをどういうふうにするのかなということ伺いたしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 企画部長。登壇して答弁をお願いします。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

この条文は、行政手続において情報通信技術を利用する際に、御自宅にインターネットの利用環境がないであるとか、またはデジタル手続への対応が難しいといった方に、不利益のないようにするためのものがございます。

例えばでございますけれども、市の施設に市民の皆さんが無料で利用できるような、手続用の端末というものを配置したりですとか、あと、多言語に対応できるように、その端末を多言語対応にするとか、また自動翻訳機等で多言語対応にいたすというようなことが考えられます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） それはよくわかりました。

各公共施設に置いてもらえるのか、各というか、湖西市役所だったら市役所と新居支所と西部地域センターですか、ちょっと主なところで、それでそれはいつぐらいまでにそういうのを整えるんですか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） 設置する公共施設につきましては、今議員おっしゃられましたように、市役所を初めとして、その手続ができる各センター、それから図書館なんかも必要かなということで考えておりますけれども、それがいつ頃になるかというのは、今後の検討課題でございますので、今の時点では申し上げることができません。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 多分これは、国がそのように進めていくようにというものだと思うので、国に同

じようにやっていくということの理解でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

今議員おっしゃるとおりでございまして、国がこういう、いわゆるデジタルデバインドというんですけれども、そういうものをなくしていくようにということで、進めていきなさいよということを国が示します。各地方公共団体は、国の施策に準じてやってくださいよということになっておりますので、国が示したようにやっていくようになるかと思いますが、今の時点で考えられるものとしては、先ほど申し上げましたように、各公共施設にそういった端末等を設置するですとか、また別の面で言うと、そういった知識、知識がないという言葉がおかしいですけれども、やはりそういった講習会的なことも別の面では考えていかなければいけないかなと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 本当に新しいものが備わってくると、自分もそうなんだけれども、銀行なんかに行っても、ああいうATMの操作がわからなくなっちゃったりとかって、多分こういう自宅にそういうものを置いてないという人は、使い方、全くわからなくなると思うんですね。だから、やはりこういう便利さも整えていくかもしれないけれども、やはりそれをうまく使えるようにしていくということもやはり並行して考えていかないと、せっかくそういうものを設置しても、何か意味がなくなるのかなと、ふと思いました。いいです。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。今回、2つの条例の改正ですけども、私は湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正について、お尋ねをいたします。

新しい条文、第3条が加わります。その条文の第3条第1項に、情報システムの整備や情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるように努めると、このようにございますが、この施策をどのような施策を予定しているのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

本条例は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の改正に伴って改正するものでございます。議員がおっしゃられたとおりでございますけれども、この法律では、市においても「インターネット等の情報通信技術を利用して行われる手続等を推進するように努めること」を求めており、この条文は、それについてを示したものでございます。

具体的な施策といたしましては、既に実施しておりますコンビニ交付サービスや電子申請サービスを今後も継続して提供していくとともに、公共施設の予約サービスなど市民に直接利便性を実感してもらえるようなサービスの活用を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今までやってるインターネットを利用したいろいろな手続のほかに、公共施設の予約なんかも今度はこのインターネットを利用することができるということになると、市民の皆さんの利益というか、利便性も非常に高まるなど思いますけれども、ここら辺の内容についてのある程度のひな形というんですか、こんなこととこんなことをやっていきたいというようなものが、おおむね決めてあるのか、これから検討してそこら辺をやっていくのか、そこら辺の今の状況について、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

申しわけありませんけれども、後者のほうでありまして、これからということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） では2点目お願いいたします。

同条第2項には、情報システムの整備に当たって、システムの安全性と信頼性の確保のために必要な措置を講ずるとこのようにありますけども、どのような措置を予定しているのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

情報通信技術を利用した手続を市民に提供するに当たっては、簡単に停止するサービスであったり、個人情報等の漏えい等があったりしてはならないため、信頼性の高い機器の構成やサービスの選定が必要となります。

具体的な措置といたしましては、機器の障害発生時にサービスを停止することのないよう、情報システムを構成する機器を二重化したりですとか、免震設備の整ったデータセンターへ機器を設置したりすることなどが考えられます。

また、個人情報等の漏えいに対する対策といたしましては、通信経路を暗号化したり、不正アクセスを検知する設備を用意することなどが考えられます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今、答弁いただきまして、理解をいたしました。いわゆる安全性、非常に利便性が高いということになりますと、安全性とか信頼性を確保するのに非常に難しくなるわけですけども、特に個人のプライバシーの保護ということについては、万全を期していただくように期待をしていきたいと思っております。

続いて3問目の質問、お願いいたします。

同条3項には、情報システムを利用して行う手続や事務の簡素化や合理化に努めなければならないとこのように定めておりますけども、安全性とかそういうものを確保していくためには、どうしても複雑化していく。簡素化と合理化というのが相矛盾するようなことのように感じるわけですけども、この点について、簡素化、合理化についてのどんなぐあいに考えておられるか。そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

この条文におきましては、行政手続に情報通信技術を利用しようとするときに、事務手順の見直しを合わせて行うことを予定しております。

例えばでございますけれども、手続の電子化によって、従来紙によって提出されていた申請書が、電子データとして提出されるようになったときに、従来どおりに申請書の内容を、職員が手入力で情報システムに入力するというものではなく、申請書データを自動的に情報システムへ取り込みができるような仕組みを構築するなどして、職員の事務の簡素化を行うようなことが考えられると思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） ただいま答弁いただきまして、理解いたしました。入力とかそういうときについて、データについても一部今までできてるやつを利用しながらやって簡素化を図っていくということ、理解いたします。私の質疑をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第4号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第5号 湖西市監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案番号は5番です。

監査委員についてということですが、第9条、監査専門委員について、お伺いをしたいと思います。

「必要に応じ、監査委員に湖西市監査専門委員を置く」というふうに記載がございますけれども、この、必要に応じてというのは、どのようなときなのかお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをします。

監査専門委員を置く必要が生じる場面といたしましては、住民の直接請求、その他の監査の請求または要求があった場合において、専門的な知識が必要となったときを想定しております。

例といたしまして、国は、この専門性が求められる分野の事例といたしまして、ICT、建築、環境等を挙げています。例えば、ICT分野におきましてはシステムエンジニアの方でありますとか、建築分野におきましては一級建築士の方、環境分野につきましては大学教授といった専門家の方が考えられますので、その方々を監査専門委員に選任することが現時点では考えられると思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 監査請求ですとか、住民からの請求があったときに、専門家を選任することなんですけれども、この選出についてはどのようにお考えですか。通常ですと議会の同意を得てとい

うような選出だと思うんですけれども、これは変わらないのでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えいたします。

選出につきましては、監査委員、代表監査委員のほうから任命をいたしますので、本議会等に諮ることはございません。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 議会では、こういった場では、審議はないということなんですけれども、そういったときに、議会からも議選で監査委員が出ているわけなんですけれども、こういった専門性ですとかそういったようなことが求められるというときに、議選の監査委員の位置づけというものに変化はないでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えいたします。

監査専門委員を選任するに当たりまして、代表監査委員の方は、議会選出、今おられる監査委員、議員選出の監査委員がおられるわけですが、その方の意見を聞いて、お二人でどういう方を専門委員として選任するかを決めて選任するという形になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 通常の監査においては、通常どおり監査を行う。ただ、先ほども電子媒体のシステムが庁内に入ってきたりですとか、どんどん専門性が求められていく中で、こういった監査においても専門的な知識等々が必要になってくる。もちろん、企業会計なんかもこれから入ってきて、企業分析ですとかそういった分析等々も踏まえて監査が行われるようになったときに、もう少し専門的な要素を含めたいというときにも、こういった専門的な、例えば公認の会計士ですとか、そういった専門家は必要に応じてというときには、属さないかどうなのか。そういった専門的な、通常監査、住民ですとか監査要求がないときでも、専門員、監査専門委員というのは選任ができるのかどうなのか。そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えいたします。

普通の月例だとか決算等の今行われている監査におきましては、現監査委員、代表監査委員とお二人の方の識見の中で十分こなせるという形で今は聞いております。ただ、その中で、今議員がおっしゃられましたように、より専門性がどうしても必要であると。監査委員も日々自己研さんで勉強は非常にされておりますが、どうしてもそれ以上の知識が必要だといった場合には、そういう方を臨時的に選任するという形で今は考えておると聞いております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 結論から言うと、そういった専門性が必要なときには、選任ができるということでもよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりであります。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） わかりました。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。

ただいまの同僚議員の質疑応答で、大方を理解いたしました。一点だけ確認をさせていただきます。

どのような分野の事務ということも理解いたしました。設置の時期についても、住民の直接請求などがあつた場合ということですが、現時点では、必要があつてこの条文改正なくして、将来に備えての改正であると、このように理解してよろしいですか。その点について確認をさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをいたします。

今議員がおっしゃられましたように、今の段階ですぐ選任をするという考えはございません。将来において必要になった場合も備えて今回の改正であり

ますので、現時点においてはまだ置く予定はございません。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

続いて10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。同じ議案第5号についての質問です。

ほとんど私が通告した内容は今お聞きできましたが、ちょうど吉田議員の設問のところに、設置の時期は予定してないということですね。でなくて、私が聞きたいのは期間なんですけど、特に文章としてありませんけれども、今関連質問として、このそれぞれの専門性が必要とする事案が済めば、その方はそれで終了というか、任期を解くということになるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをします。

今申しましたように、常時的に置くことは今考えておりませんので、臨時的、案件によってはその期間が長くなる場合もあるかもしれませんが、短い場合もあるかもしれませんが、臨時的に置くという形で考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。ありがとうございました。質問終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第5号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第6号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第6号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第7号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につい

てを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第7号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第8号 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案8番です。

幼稚園の空き教室を利用して、今現在、緊急の一時預かりを行っていたいてるところなんですけども、これを廃止するというので、現在の利用状況はどうだったのかなということと、新居幼稚園で今やっていたいてるんですけども、これを内山保育園のほうで緊急一時預かりを引き継いでいただくというふうには伺っているわけなんですけれども、その期間もあわせて伺えればと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

まず、利用状況でございますが、令和2年2月当初では13の方が利用をしております。平成31年4月から令和2年1月までの延べの利用者数は、1,103人でございます。月平均では7.8人が利用しており、令和元年度はこれまでに23の方が利用をしております。

緊急一時預かりは、保育施設への申し込みをしたが入園できなかった場合に、保育が必要となる期間について、児童を一時的に預かるものでございます。

待機児童対策が叫ばれるようになった平成29年度から、空き教室や給食施設がある新居幼稚園において実施してまいりましたが、保育園やこども園で実施している一時預かりの一つであります。

新居幼稚園のこども園化により、令和2年度からは内山保育園で実施をいたしますが、内山保育園が閉園するまでは内山保育園で実施をしてまいります。閉園後は、そのときの待機児童や入所待ち児童の状況にもよりますが、令和3年にこども園化する岡崎幼稚園を含め、保育園・こども園での一時預かりで対応して実施をしていく予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 確認ですけれども、幼稚園の緊急一時預かりはもうなくなる。これは理解できるんですね、幼稚園がなくなるということで。保育園の一時預かりができない子供さんたちが、今現在、新居幼稚園で受け入れをいただいているというふうに理解をすると、今、2月、3月が一番受け入れが多い時期だというふうに思いますけれども、13人の方が利用されている。年間を通して多くのお子さんが利用されているわけなんですけれども、これが令和3年度にこども園が充実してきたときに解消するだろうと。これ、内山保育園の閉園の時期も少し明確にはなっていないんですけれども、これが令和3年度でこども園で吸収、キャパシティ的に、できない場合には、内山保育園の閉園を先延ばしするというような理解でよろしいのでしょうか。どう

なんですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

まず、内山保育園の閉園のタイミングでございますが、これにつきましては、そのときの児童数、新居保育園と内山保育園それぞれ、両方合わせても20名にも満たないというような場合は、安定した保育が難しいものですから、そういった場合には閉園させていただきますということは、これは既に現在、預かってる父兄の皆様説明をして、了解をいただいております。

それを前提に考えますと、現在、内山保育園のほうでございますが、現在95人の園児がおりますが、来年度については24人になります。これも予定でございますが、現在は24人になる予定でございます。新居保育園のほうも現在108人おるんですが、来年度については30人になっていくという見込みでございます。これ、どちらも5歳児がほとんどでありまして、4歳児とかその下につきましては非常に少ない数。これを想定でいきますと令和2年度末においては、令和3年度からまたそちらへ通いたいという児童合わせても、現状では20人を切っていくということです。御父兄の方に説明したとおりの状況でございますと、令和2年度末で、この2園については閉園という可能性が出てまいります。この間の状況によって、もしかしたら変わるかもわかりません。その場合は、今度令和3年度に岡崎幼稚園がこども園になるんですが、その場合に、現在の受け入れ人数よりもプラス93人、これはうちの想定でいきますと需要の数が1,048人で、我々が想定する定員の数が1,103人ということで、93人の余剰が出てくると。それで行きますと、あくまで想定の数ですが、令和3年4月時点では、一応待機児童の数はなくなるのではないかと。待機児童という数字でカウントされる児童はなくなると。そういったことでいきますと、令和3年の4月以降は、緊急一時預かりという名称のものはなくしますが、通常行っている一般の一時預かりというものは、これはこども園、保育園で継続してまいりますので、そちらのほうで対応して預かっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） あくまでも令和3年度には待機児童がなくなるだろうという前提のもとで今進んでいるということで、大きな変化がなければ、うまくいくんだろうなというふうに理解しました。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第8号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第9号 湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第9号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第10号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第10号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第11号 湖西

市家庭児童相談員設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第11号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第12号 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第12号について採決いたします。本

案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第13号 市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第13号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第14号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第15号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第15号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたしたいと思えます。再開は13時でございますので、よろしくお願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第15 議案第16号 市道の路線の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第16号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第16 議案第17号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、質疑に対する答弁の参考資料として、当局より資料配付を求められましたので、これを許可しております。資料はあらかじめ配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第17号

一般会計補正予算について、質疑通告書に従いまして質疑を行います。

まず最初に、2款1項7目のところでありますけれども、買い戻す場所、面積、用途をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

大森工業団地の事業用地として、平成10年度に市から委託を受け、土地開発公社が先行取得した土地の買い戻しでございます。大森工業団地の見直しによりまして、長期にわたり活用されることがなく現在まで至っております。

公社が市から委託を受け長期保有している土地につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきます県による公社への立入検査におきまして、土地の処分、市から言うると買い戻しになりますけれども、を計画的に行うように指導を受けております。

公社の借入金利を抑えるためにも、財政当局と相談し、予算の確保が可能な金額について、市が買い戻しをすることとしたものでございます。

場所につきましては、議長のお許しを得て資料を配らせていただいておりますので、その資料をごらんいただければと思いますけれども、湖西市育苗施設大森の育苗施設でございますけれども、その北側、それからJAとびあ浜松農業協同組合の湖西北支店の南側になりまして、内訳は湖西市新所字小ヤブ地内の土地5筆、地目は山林、原野と雑種地で、面積は4,464平方メートルとなっております。

なお、買い戻し後の土地の利用についてでございますけれども、こちらにつきましては未定でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

金利を抑えるために、市が買い戻しますよということで、今のところ計画的に使う予定はないよということですが、当面、本当に、ほとんどないと解釈してよろしいのでしょうか。どうでしょう。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

ここにつきましては市街化調整区域ということでございますので、土地がほぼ山林ということになっておりますので、今のところ使い道はないといえますか、将来的に浜松三ヶ日豊橋道路が開通するという事態になれば、その関係で使い道が出てくる可能性はあると考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 少し、ちょっと、明かりが見えるかなという感じの御答弁、ありがとうございます。参考になります。では、次に移ります。

済みません、ずっと歳出なんですけれども、6款1項7目です。これ、ため池云々ということですが、事業の概要をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） お答えします。

昨年、令和元年6月に新たに防災重点ため池に指定されました大知波大池、下池、山中池、半田ヶ谷池の4つの農業用ため池について、静岡県ため池整備計画に基づき、豪雨等の安全性及び耐震性について調査を実施いたします。

具体的には、豪雨時の安全性の照査、資料と照らし合わせて点検するということですが、照査することとして、設計洪水流量、大雨・洪水時に計算上ため池に流入すると予想される最大水量を算定しまして、洪水吐という、大雨時などの安全確保のため増水した池の水を下流へ放流する設備でございますが、そちらのほうの現況の通水能力、また規模、形状等が現行基準に合致しているかどうかを調査するとともに、耐震性の照査といたしまして、ボーリング調査などによる地質調査をもとにした堤体の安全解析や地震動に対する液状化等の判定を行う予定でございます。

事業の予算の内訳としましては、これらの調査等、業務にかかる委託料として、静岡県での同調査の業務委託の標準的な費用であります1池当たり600万円をもとに、4池分で合計2,400万円を計上するものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。この時期の補正ということで、全て繰り越しの対応にな

っているかと思えます。

まず、湖西市内において、まだほかにため池等、あるかなと思うんですけども、とりあえずこの4池は来年度に向かってこういった調査を行いますよ。残りのため池等についてはどのようになるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 特に今回、昨年、防災重点ため池に指定されなかった池もございます。そちらの池につきましては、1万平方メートル以上の大きな池については、今後調査等を実施する等で、今後も調査を引き続き予算がつけば計上していきたいということで考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。次に移ります。

次、8款4項1目です。ここはまず1点目といたしまして、委託料の当初の見積額は妥当であったのかどうか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

当初予算につきましては、平成30年度に基礎調査を受託しました玉野総合コンサルタントより見積もりを徴収し、予算計上させていただいております。

業務発注に際しまして、静岡県積算基準決定要領を準用し、5社から見積もりを徴収し、それに基づき積算し、入札を行っております。

当初予算額1,211万円、これは消費税込みになります。対しまして、入札予定価格、予定価格であります。税込み、同じように消費税込みで比較させていただいてますけど、1,007万6,000円となりまして、率にすると83.2%となることから、特に過大であるとは認識はしておりません。

したがって、当初見積額は妥当であったと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 落札率が83.2%だから、当初の見積もりは妥当であったということで、はい。

今、立適の説明会等、開いているわけですけども、そのときに今回落札した業者から提供されている資

料というのは、当局にとっては大変参考になっている、ありがたい資料という解釈でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 済みません、1点ちょっと訂正させていただきます。

今、神谷議員がおっしゃられた落札率という話をされましたけど、落札率ではございません。当初の予算額に対して、入札に対して、予定価格で決めるんですけど、その価格が約83.2%になったと。予算額に対して入札にかかる価格です。落札はまた別の価格になっております。

済みません、御質問の件でございますけれども、当然、市の事務局としても大変参考になった資料になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

では同じところで、2番目の質問に移ります。

新居関所周辺地区まちづくり事業補助金は、申請がないとのことなんですけども、本事業に対する当局の考えをお伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

新居関所周辺地区まちづくり事業補助金につきまして、令和元年度につきましては補助金の申請はございませんでしたけど、平成30年度については2件の申請がございました。そのうち1件は一般住宅の新築、もう1件は一般住宅から店舗併用住宅への改修で、景観に配慮した計画により施工され、関所のまちにふさわしい町並みの形成を促進することができました。

以上のことから、今後につきましても本事業を継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、まだこの景観に関するところでそういった建てかえとかそういったところが出てくる可能性は往々にしてあるというふうな踏んでらっしゃるわけですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 今後、実は新居関所より東に向かって、あそこ国道301号になるんです

けれども、今後、県のほうで電線の地中化、それから歩道整備を計画しております。それに伴いまして移転する家屋が出てくる可能性がございます。その場合に、家屋の移床に対して補助金を適用するというのも十分考えられます。それから、他の住宅とか店舗につきましても、この補助金を活用する店舗や住宅が出てくる可能性は十分に考えられるので、有効に活用していきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 電線の地中化等の事業進捗に合わせてということですが、例えばこれ、地中化の事業も進めますよ、それから申請があったときに例えば逆に補正を組んで行くという考え方に対してはどうですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 申請をされた方が、早くに補助金をいただきたいという方もいらっしゃると思われまますので、まずは件数を想定して、補助金を予算取りしていく必要があると考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。では次の質問に移ります。

同じく8款4項2目です。組み替える理由をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回の街路事業費の補正につきましては、都市計画道路鷺津駅谷上線整備事業に関するものであります。

年度内の契約が見込めない土地購入費4,070万円及び工事請負費100万円を減額し、交付金の有効活用及び事業の進捗を図る観点から、この減額分合わせて4,170万円を補償金に移行するものであります。いわゆる用地費と工事費から、補償費への組み替えを行うものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） この事業というのは、たしか令和元年12月補正でも上がった事業だと思うんで

すけども、どうですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 令和元年12月補正で予算を追加させていただいてる事業であります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、令和元年12月補正のときには、この工事がいけると思っていたけども、交渉に入っていってできなかったの、組み替えますよということなんですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そういったことが、やらざるを得ないことは承知しますが、そういった計画があつて変更するといった場合に、全体の事業における影響というのはそんなにないのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

この街路事業につきましては、やはり用地補償がどうしても大きくなっております。まだ事業が始まって2年ほどしかたっておりません。今、鋭意用地交渉を進めている段階で、まだしばらく用地交渉を続けなくてはならないものですから、まずはいただいている交付金を有効に活用しなければいけないということで、今回は執行の見込みがある事業のほうに振りかえさせていただいて、今後も引き続き交渉を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 承知しました。土地に絡むところの事業部は本当に御苦労が大変ということは察しさせていただきます。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

8款4項4目です。当初予算6,548万1,000円のうち、520万円の入札差金なんですけども、除草作業の回数とか面積、業務は適正に行われたのかどうか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

公園施設管理運営費の委託料につきましては、市内80公園を6工区に分割し、業者に発注した公園の植栽管理業務に伴う入札結果による契約額との差額となっております。

業務につきましては、年度当初に年間の作業計画を作成しております、毎月、請負業者より作業状況の報告を受け、職員が確認しております。

なお、天候や雑草などの繁茂状況に応じた調整や市民の方などから苦情の通報を受けた場合には、その都度、計画を変更し、快適に公園が利用できるよう対応しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ということは、当初の計画どおり業務は行われていますよということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 議員おっしゃるとおり、当初の予定どおり行われております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。そうすると、こういったものも来年度の予算に反映されていくと解釈をさせていただきます。

では次の質問に移ります。

同じく8款4項5目です。12月定例会でも大倉戸茶屋松線事業費を組み替えた経緯がありますが、今回も、大倉戸ではないんですけども、そこに関連したところの組み替えなんですけども、事業進捗に与える影響はないのか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回減額する補償金4,200万円は、浜名湖西岸土地区画整理事業における移転対象電柱の一部の契約時期を造成工事の進捗に合わせ令和2年度以降に予定変更したこと、並びにその他の補償金については、物件補償調査が完了し補償額が確定したことによる減額であることから、大倉戸茶屋松線の整備も含め事業全体の進捗に影響はないと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 影響がないということで、令

和5年でしたか、一部操業目指して、さらに頑張っていたきたいと思います。

では次の質問に移ります。

8款7項1目です。浜名港修築事業の当初予算1,879万5,000円なんですけども、そのうちの1,580万円減額による影響をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

浜名港修築事業の建設負担金につきましては、静岡県建設事業等市町負担金徴収条例に基づき、県が管理する浜名港の維持管理費等の一部を市が負担するためのもので、県が実施した事業の実績に基づき精算したものであります。

なお、予定していました航路のしゅんせつや海釣り公園導流堤の老朽化対策工事は、県の予算の関係で令和元年度は実施できておりませんが、引き続き令和2年度も県のほうで予算要求をし、実施を検討していると伺っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） この浜名港修築の関係は意外となかなか事業進捗が図られないように感じているわけなんですけども、これは市としては、力の入れようがないということなんでしょうかね。あくまでも県のほうが予算づけをしてやってくれない限りはなかなか工事進捗は図れないという、そういうことでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

湖西市としては、県のほうに県要望ということで浜名港を含んだ浜名湖の整備なんかも要望はさせていただいております。ただし、今回この事業、国の交付金を充てていただく事業でありまして、国の予算内示にも左右されるということもございます。県のほうでは予算がつかなかった分、安全対策のほうはしておるといっても聞いておりますので、まずは県のほうには、市としては県のほうに要望を出して、県のほうでなるべく早いうちに実施していただけるようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） よろしくお願ひしたいと思ひます。

では最後の質問に移ります。

次は10款6項6目です。こちらのほうも当初の見積額は妥当であったかどうか、お伺ひします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

新居関跡女改之長屋は、歴史資料・発掘資料等の根拠資料に基づいた歴史的建造物として復元したもので、復元整備を行うに当たりましては、文化庁及び新居関跡整備委員会との協議を重ねてまいりました。こうした協議内容が反映された平成29年度の女改之長屋実施設計業務により算出した設計金額をもとに執行いたしました入札では、予定価格に対して入札の率が93.9%でありまして、設計額、入札ともに適正であったものと考えております。

また、工事監理にかかる委託料につきましては、文化財専門の設計業者から見積もり徴収を行い、予算計上いたしました。入札においては、予定価格に対して入札の率96.4%で、設計額、入札ともに適正であったと考えております。

備品購入費につきましては、女改之長屋に設置する博物館仕様の展示ケース3台分の費用を3社から参考見積もりを徴収し、平均額を予算計上いたしました。その後、設計場所のサイズに合わせるため、展示ケースの仕様書のサイズ等を見直し、入札を行った結果、入札の率は45.3%となり、安価に調達することが可能となりました。今回の補正につきましては、それぞれの入札における不用額を減額するものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

ケースのほうの、要するにサイズダウンになった結果、270万円ぐらいでしたか、減額できるようになった。そういうことなんですね。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

ございます。これで私の質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて2番 加藤治司君の発言を許します。

〔2番 加藤治司登壇〕

○2番（加藤治司） 2番 加藤治司です。よろしくお願ひします。

先ほど同僚議員から質問がありましたけど、立地適正化委員会委託料が、当初の予算1,211万1,000円に対して889万円の減額という、大幅な減額になっています。この減額の要因と、減額になっても仕事の進捗は大丈夫なのか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

減額の要因につきましては、先ほど神谷議員のほうの答弁にもお話ししましたとおり、業務発注に際して静岡県の積算基準決定要領を準用しておりまして、この中に5社以上見積もりをとるとというのがございます。5社から見積もりを徴収し、その歩掛をもとに入札の積算を行っております。

その結果、先ほど申しました入札予定価格が税込みで1,007万6,000円となっておりますけれども、入札の結果、約313万5,000円という落札価格になったことによって、今回の減額889万円になったものでございます。

今回、入札をするに当たって、仕様を出しておりまして、請け負った業者については、その仕様のとおり実施をしておりますので、業務については問題ないと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 当初の仕様書に基づいて、提出された仕様書で見積もられたのが313万円程度ということで、大幅な乖離があるわけなんですけども、仕様書作成の妥当性というのは、ちょっと疑問に思うんですけど、どうなんでしょうか。

それともう一つ、その仕様の中に、私、前回の立地適正化策定委員会、出席させていただきましたけど、何かコンサルの方が報告してるように見えま

たけど、そういうものも入ってられるわけですか。
それをお聞きしたいです。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回、落札率が非常に低い形になっております。
ただ、先ほど申しましたように、仕様書は適正につ
くって発注をしております。それに従って業者のほ
うも業務を行っております。当然、市の職員のほ
うも中間の打ち合わせとか、業者さんには照査とい
う、設計を行う上で会社の中で確認をするという業
務も合わせて行っております。ですから、特に業務
に問題があるということはないと考えております。
以上です。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 1個、質問したことにお答え
されてなくて、報告が前回の委員会でコンサルタン
トがやられたような気がしたんですけど、そうい
うこともその仕様書の中に入っておられたのかどう
かということをお聞きしたい。それと、私なんかもそう
いう仕様書を会社時代つくったことがありますけども、
これだけ大幅に額が違うという、仕様書の中身の
見積もりを、予算とるときに精査が足りないのでは
ないかというふうに思うんですけども、いかがでし
ょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 先ほどの業者からの
会議の報告というのは入ってるかということですが
けれども、業務の中には当然入っております。会議の
運営の支援ということで入れてございます。

ただ、今回、金額が低くなったのは、入札の結果
ということになりますので、仕様については当然チ
ェックをして、仕様書として発注をさせていただ
いておりますので、発注に対しては問題はないと考
えておりますし、先ほど申しましたように業務の進
捗に当たっては打ち合わせなり、検査なり、業者の
ほうの照査なりをしてるのを確認してきております
ので、業務についても問題はないと考えております。

それから会議も、今年度3回、協議会を開かせて
いただいておりますけれども、その中でも会議を順
調に進めておりますので、業務については問題ない

と考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） ちょっと私の聞き方が悪かっ
たかもしれないんですけども、こちらの見積もり、
仕様書に対する予算のときの発注側の見積もりが、
1,000万円近くだったと、予算がとってあったと思
うんですけども、それが313万ということは、余り
にも乖離が大きいものですから、そこら辺の今後予
算のとり方にも問題が出てくるのではないですかと
いうことをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

先ほど申しましたように、入札の結果でございま
すので、仕様書は適正に職員も確認をしております
ので、入札の結果で請負者がどういう判断をされた
かはちょっとわからない部分がございますけれども、
やはり実施に当たっては当然チェックをかけており
ますので、それが不足となれば、当然問題にはなり
ますけれども、業務は適正に行われているというこ
とも、業務実施の中では確認させていただいており
ますので、特に支障はないと思っております。以上
です。

○議長（加藤弘己） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 余り長くなりますのでやめま
すけど、これから予算を作成するときに、厳しく精
査するというか、見積もりを自分とこでも精査をし
ていただいて、発注を心がけていただきたいと思
います。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、2番 加藤治司君の
質疑を終わります。

続いて13番 竹内祐子さんの発言を許します。13
番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。

最初の2款1項7目のところは取り下げます。

今の同僚議員の8款4項1目のところから行きま
す。

これは、入札結果というのを調べたところ、入札
方式が事後審査型制限つき一般競争入札というふう
になってたものですから、まずそこから調べました。

この入札の仕方は、参加者の事務負担の軽減と発注者の確認事務の効率化のために、入札後に最低価格者から資格審査を行い、落札者を決定する方式のことと書いてありました。私も本当に当初予算と比べて全然差があり過ぎて、何でって本当に不思議に思いました。

先ほど部長は、入札する前に5社から見積もりとか何かいろいろして決めて行ったよと言いました。入札するときは、予定価格は916万円でした。その決定というか、とった業者さんは285万円で決定になっていました。それで、まだあります。私が去年の予算審査のときに、このことも聞きました。この立地適正化計画は人口減少のために高齢化に伴い新たな都市計画を作成していくためにやっていきたいよということで、平成30年度は775万5,000円の基礎調査で、データ収集をして、この年度は、ことしときは、都市機能誘導区域と、居住誘導区域とこの検討設定を行ってやっていきたいという話でした。

先ほども加藤議員が言われたように、私たちが立地適正化計画の審議会の傍聴に出かけたとき、今年度は、要はこの都市機能誘導区域のところ为先送りされてしまって、令和2年度にやるというふうになっちゃったんです。それは当初ここまでやると言ったのに、では、この入札かけたときに、この業者は、ここはやらないということで当局はそれをオーケーで入札決定したんですか。そこを教えてください。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。登壇してお願いします。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回の業務を発注するに当たりましては、都市機能誘導区域を設定するという業務で発注をさせていただいております。居住誘導区域につきましては、先ほど議員も申されてるように令和2年度に設定するというので計画しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） それでは、私たちの予算説明のときには、そういうふうに説明するべきだったのではないですか。だから審議会行って、そのことを聞いてても、おかしいなと思うのではないですか。

それはどういうことですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 予算要求時には実際に居住誘導まで考えておりましたが、実際その業務が進捗を考えた場合に、都市機能誘導区域までができる業務、時間的に都市機能誘導までができるという判断をして、発注をさせていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） それで、入札を先ほど私が言った事後審査型制限つき一般競争入札ということは、先ほども説明したように、入札後最低価格者から資格審査を行って、落札者を決定したというふうになるものだから、ここの業者が業務を委託を任せられるようになるんですけども、最初からこれが最低価格者を選定するというのがわかっていたら、何でこんなに乖離するような予算をとったのか、そもそもちょっとそこがわからないんですけど。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

予算要求時にたくさん見積もりをとれば、それはよかったのかもしれないんですけども、実際にはやはり入札に当たって、その時期、入札の時期に請け負おうとする業者さんの都合というものもあるんじゃないかということで、予算書をつくる頃と入札をかける頃、業務が集中してるのか集中してないとかそういうことも考えられますので、それについては入札の結果というしかないと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） そうなってくると、これから令和2年度の予算にも入っていきますけど、ちょっと考えたくありませんね、ちょっとその答弁の仕方だと。

それから、先ほど先輩議員が伺ったときに、要は1,007万6,000円だったかの入札価格の予定が出て、それが出るまでに5社さんからいろいろ言われてそれが出たと思うんですけども、大変参考になったと部長は言われましたけど、何が参考になったんですか。今後のことも参考にしたいので教えてください。

い。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

立地適正化計画というのは、まだ法律で定められたばかりでございまして、これをつくっているところも全国ではまだ半数あるかどうかぐらいのものでありまして、私も実際には経験はしておりませんし、会議の進め方、それから協議会、それから庁内会議の説明の仕方とかでも、コンサルタントのほうで説明していただける話、それは全国で経験があるコンサルタントを選定していますので、そのコンサルタントの言っていることというのが参考になったと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 私たちがその審議会を傍聴してるときに、私たちの違和感は、行政側が何かを言うんでなくて、全部コンサルタントが進行していることに私たちのほうは違和感を持つてるんですね。だけど、当局側のほうにしてみると、コンサルタントがスムーズに進めてくれているから、うまくいくんだよという説明になってしまうんですけど、そういうことは本当にいいことなんですかね。市長はどう思いますか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

見積もりのところと今の執行のところの、やや乖離があるのかなという気はしますけれども、現時点で、今現在進行形なので、1回当たりずつ、実際の審議会には出てませんけれども、資料に関しては毎回事前にいただいて、僕自身が直させてはいただいているので、進行自体は土木のほうでやっていただいていますけれども、もちろんコンサルタント任せにするのではなくて、この湖西市の特徴だとか、そこは一番現場で都市整備部なり都市計画なり、わかっている方々と一緒に進めていくという、もちろんそれで専門委員の方々に今実際に、小泉座長を初め、なっているんで、その中で進行いただくということが何より大事だと思っておりますので、それはちょっと額のところと離れてしまいますけれども、金額よりも中身をしっかりと、これから成果物が当

然令和2年度には出てくると思っておりますので、そこをしっかりと内容を充実させていただいて、そしてこの中長期的な湖西市の土地政策というものをつくっていくということが大事だと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 一般質問ではないので、これでもうやめにしますけれども、今後、本当によりよい湖西市を、まちづくりを目指していきたいので、しっかりと注視していきたいと思っております。

では、次の質疑に行きます。

8款4項5目です。先ほど説明がございました。それで、電柱を令和2年に変更していきますよという御説明がありました。これは、私もちょっと電柱を何本移設するかとかというのも全然頭に入ってなかったんですけども、これは全ての電柱を令和2年に変更するようになったのか、それとも残りが何本だったというのか、そういうものでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

予算要求時に計上していました電柱の移設は14本。14本を、そのときの中部電力との覚書の単価に従って予算計上させていただいておりますけれども、実績につきましては5本の移設というふうになりました。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。それが4,200万円というふうに受けとめていいんですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 4,200万円につきましては、今の電柱移設の一部を令和2年度に持っていったことによって、1,907万9,000円が減額になっております。

それから、同じく中部電力の、今度、高圧鉄塔の移設がございまして、この補償金が中部電力によって金額が出てきまして、その分の減額になりましたけれども、減額1,759万8,000円。それから移転補償契約について、物件補償調査が完了したことによって、補償額が確定したことによって減額が532万3,000円。この3つを合わせて4,200万円の減額とな

っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。以上で質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。私は、歳入の一番最初、市税の固定資産税の現年課税分についてお尋ねいたします。

今回増額となったその内訳、そして事由についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをします。

固定資産税の中には、土地・家屋・償却、この3つがあります。今回固定資産税現年課税分のうち増額となる主な要因は、償却資産、償却分でございます。償却資産の当初予算額は22億146万6,000円を予算計上しておりました。現時点で、全てはまだ収納はされておりませんが、収入見込み額を収納率を当初予算と同様の98%とした場合におきましても、26億4,000万円余、当初、もう一度申しますが、22億円に対して、26億円。4億円余の増額が見込めます。よって、今回はそれを補正財源として、必要となる、予算計上しておりますが5,305万3,000円を増額するものでございます。

また、増額となった要因につきましては、当初予算編成時に法人等の設備投資については非常に、はっきり申し上げて、予測が難しいということがございます。その結果、見込んだものより、結果は上回ったということによるものと考えております。以上であります。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 償却関係ので4億円増の増収が見込まれる。これは結果から行けばいいなと思うわけですが、法人の設備投資がちょっと見込みができなかったということですが、これについ

てはいつも予算説明のときに、企業訪問をして企業の状況等をできるだけ情報入手する中で予算積算しておりますというような説明いただいていたわけですが、今回はちょっと大きいなど。結果としては増収だからいいではないかと言われればそうですが、やはり適切な見込みをしていくというときに、余り大きく違いがあるというのは、どんなところに原因があったのかなと思うわけですが、もしそこら辺がわかれば、説明できる範囲で状況を伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今言いますように、前年の実績も見まして、企業のほうにもお聞きするわけですが、それが書類として正式にもらうものではございません。あくまで企業側のほうも予定という形の中で正式なものは、正式なものという言い方は変なんですけど、上がってこないのが実情かと思えます。そこの開きがどうしても、こちらが過度に見込むことはできないというところが大きな原因だと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 固定資産については了解いたします。できるだけ情報の入手に努力していただきたいなど、こんな気持ちを申し述べて、次の質疑に移ります。

次に6款の土地改良費のため池の調査の関係でございますが、さきの同僚議員の質問によって、4池分の1池600万円ということで、それから調査の方法も了解いたしました。

続いては後段のところにあります調査期間、どのくらいかかるのか。数カ月なのか、あるいは1年近くたっぶりかかるのか。そこら辺の調査期間と時期について、わかる範囲での説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） お答えします。

先ほどの4池の調査の期間でございますが、事前のボーリング調査に約2カ月間、またそれに伴った土質の検査、地質調査に2カ月、または堤体、堤防ですね、堤体等の安定解析に2カ月でございます、合計6カ月、約半年を予定しております。

この予定に基づきまして、繰越明許のほうも申請させていただいたところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） そうしますと、繰越明許でいっていますので、令和2年の前半にはほぼ完了する予定であると、このように理解してよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 議員がおっしゃいますように、できるだけ予定のとおりを実施したいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） それでは次の質疑お願いいたします。

8 款の港湾施設管理運営費ですけども、これについても、県のほうで事業が令和元年度には予定がなくて、それに対する負担金がなくなったということで了解いたしました。

これが予算どおり行われていた場合には、市の負担割合は幾らぐらいが見込まれるですか。それについてお願いいたします。市の負担割合は幾らなのか。こういうものについては幾幾ら、こういうものについては幾幾ら、その内訳がわかったら教えてください。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 済みません、ちょっと今資料を持っておりませんので、後ほど御回答させていただきます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） それでは次の10款の教育費をお願いいたします。

文化振興費の文化財保存料の関係ですけども、これにつきましても減額になった理由、わかりました。委託料のかげん、それから工事のかげんも入札執行率は非常に90%台だ。備品購入については45.3%ということで、当初見積もったものと非常に額が、入札の価格が低いわけですけども、これはサイズの変更等があったというようなことを先ほど説明をいただきました。どのくらいのサイズの変更があったのですか。今までの大きさの半分になったのか。そのあ

れにしても45%という額になるのは非常に大きな変化だと思うわけですけど、そこら辺の当初予定していたよりも変更になった内容の概要について、説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

実際、今回発注したサイズは、幅が1,500ミリメートル、それから高さが900ミリメートル、もう一辺のほうは700ミリメートルというような形で、サイズには多少仕様のほうは幅を持たせてありました。例えば幅700ミリメートルといっても900ミリメートルまでいいですよとか、その辺の幅を持たせておりました。これにつきましては、各メーカーさんがつくれる基準の中で、なるべく安価につくるために、基準のサイズをそれぞれあるものですから、なるべく安価にしようということである程度幅を持たせました。それを3台、今回発注したわけですが、実際もともと発注しようとしていたサイズとさほど大きさは変わっておりません。しかしながら、今回の展示用のケースが一般的なお菓子屋とかで置いてあるケースと異なりまして、湿度の調整機能、それから文化財で色焼けがしないように紫外線カットのLEDを使ったり、あと厚み、人が手をついても割れないような厚いミリ圧のガラス、かつ災害のときに飛散しないようなそういう防止策もとられているという、非常に美術館とかそういったところ仕様のケースでありまして、実際にはサイズを変えてもそんなに値段自体が一気に下がるというものではないんですが、今回大きな差が出たのは、実はその見積もりをとるに当たっても3社とったんですが、非常にメーカーによって値段の幅がありまして、高いところと安いところ、かなり差がございました。それぞれ受注によって生産するという受注生産方式とってるものですから、非常に金額の幅があるという形の中で、結果的には非常に安く業者のほうに落としていただいたので金額が安くなっておるんですが、やはり非常に高く見積額出してきた業者もございましたので、その平均額との差ということで、今回差が出ているということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） サイズの変更よりも、品質、仕様の変更でということでの今回違いがあったということで了解いたします。

先ほどの関係は、特にそれによってどうこうではありませんけれども、港湾施設の負担割合、わかりますか。わかれば今お願いしたいですけど。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 済みません、先ほど失礼いたしました。

当初の予算計上のときの計画では、航路改良、しゅんせつになりますけれども、航路改良が湖西市の負担分は1,000万円、これが負担割合は3分の1、事業費の3分の1になります。それから、交通アクセス社会実験ということで、浜名湖ミナトリングのときに船の運航とかをやるための資金ということで、これが330万円、これも同じく負担割合は3分の1、それから先ほどの導流堤の補修については500万円、市の負担は500万円、これも同じく負担割合は3分の1ということで、合わせて1,000万円、330万円、500万円合わせた1,830万円が当初の湖西市の負担額ということで想定しておりました。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 負担割合も了解いたしました。予算計上するときに、できるだけ県との連携を密にして、県の状況の把握に努めていただきたいなということの気持ちを申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。暫時休憩いたします。再開を14時15分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、10番 佐原佳美さんの発言を許します。佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第17号 一般会計補正予算について、お伺いいたします。

最初に通告させていただいております歳出の2款1項7目は、前の議員の質問でわかりましたので、取り下げをさせていただきます。

歳出の3款1項7目よりお願いいたします。

老人福祉費についてですけれども、25万円の補正が必要ということで、これまでの申請実績から申請率をどのように予想して、結果足りなくなってきたのかということでお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

当初予算の申請率でございますけど、平成30年9月末現在の申請率50.3%を参考に、55.0%を予想しました。令和元年12月末現在の申請率は52.5%であり、予想に近い数値になるものと考えております。

ただし、支払い額につきましては、交付した乗車券を利用した枚数により、大きく変動するものであります。令和元年度の利用率は平成30年度の実績49.6%に対し、ちょっと多目の53%を見込みまして、年間支払い予定額を算出いたしました。これと当初予算額の差額25万円を今回補正額としたものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

今まだ年度途中だということで、令和2年3月末までに53%ぐらいになるのではないかという見込みで足りなくなる分ということで補正を25万円されるということで、これは1人3,000円ですね。それでバスでもタクシーでも使えるということで。そうすると、利用が予想外にふえたのは、タクシーにも使えるようになったのかという考え方もありますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 申しわけございません、利用につきましては1人2,000円になります。

やはり増加の原因としては、タクシーが使えるようになったというのは大きな要因だとは考えており

ます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） これまでの半分と予想しているものよりも、高齢者の方に本当に元気で家から出ただけだと、フレイル予防にならないという点で、功を奏していることだと思って、うれしく思います。

では次の歳出の3款1項11目、後期高齢者の健康診査事業費ですが、これ、ア、イ、ウとありますが、一括でお答えいただきたいと思います。

294万1,000円はおおよそ何人分でしょうか。健康診査も何の審査をするかという、自分で選ぶ場合で金額が違うというのと、病院ごとによっても同じ検査でも値段が違ったりということでございますので、おおよそ何人分くらいだったのか。それと、受診勧奨はしたのか。それから受診者が減少した理由をどのように考えているか。よろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

まず1つ目の減額補正の294万1,000円につきましては、おおよそ440人分の検診委託料でございます。

2つ目の受診勧奨につきましては、受診券の発送時に広報こさいとウェブサイトにて周知を行っております。その後の個別勧奨は行っておりませんが、11月1日発行の市役所だよりにて勧奨をしております。

3つ目の受診者が減少した理由につきましては、予算編成時におきましては令和元年度被保険者数の予測と平成29年度受診者数の実績によりまして、当初の受診者数を2,900人と見込んでおりましたが、見込みほど実績が伸びず、440人分の減額補正となりました。

実績が伸びなかったことにつきましては、日ごろから主治医へ受診をしている人がいたりですとか、あるいは入院、それから施設に入所していると、そういったケースもございます。また、人間ドック等による健診などにより、後期高齢者健診を受診されなかった方が多かったのではないかと推測をしているところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） やはり75歳以上の方ですので、医療にかかっている方が多くて、同じ検査を何回もやる必要もないとか、通知が来るときにはそのような注意書きもありますので、それをしっかり読んでいただければ、減るかなという、納得いたします。

では、ちょっと関係といたしまして、受診率は結局減額するというところで、受診率はどうだったんですか。上がったんですか、下がったんですか、前年より。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

受診率につきましては、これはまだ令和元年度全てまで来ておりませんので予測にはなりますが、平成30年度と比べますと、1ポイントほど減るかなと思ってます。平成28年からは少しずつ増えてはきていたんですが、やはり対象となる方の人数が最近どんどん増えておりますので、これから令和5年に向けてもっと増えていくと思いますが、増えるよりも受診者のほうが追いついてないというか、ほぼ横ばいですが、若干落ちるのではないかと予測しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 県の平均的な受診率と比べて、湖西市はいかがでしょうか。分母が増えていくので、本当にこれからますます超高齢になっていくので、とても納得できるんですね、下がってしまうのは仕方がないかなど。でもちょっと湖西市が頑張っているという数字があればなと思ってお聞きます。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

平成30年度でございますが、県の平均の受診率は29.6%です。湖西市は先ほど言いましたが35.3%になりますので、平成30年度は、35市町のうちでは12番目ぐらいということで、比較的高い受診率というふうになっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） そうはいつでも県の中では上位12番目ぐらいということで、さらにそれでも今健康で長生きというところで、いろいろな施策を包括

的に開始しているときではありますので、今後、受診率を上げていくために、どのような取り組みを考えていますか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

受診券を送るときに現在も、健康診査を受けましようというチラシみたいなものを入れておりますが、今までも少し課題ではあったんですが、こちらの保険年金課で今まで受診券を送っていたんですが、健康増進課におきましても、例えば胸部のレントゲンですとか、がん検診ですとか、そういったものを送っております、ちょっとタイミングがばらばらの時期にそれぞれ送っているということがございました。

それで、現在、健康増進課と連携をしまして、来年度からそれらを一緒に送ると。来年度につきましては健康増進課のほうでお願いするんですが、私たちのほうの後期高齢の受診券、それからがん検診ですとか、胸部のレントゲンとか、そういったものを一つの封筒に入れて、同じ時期に送りたいというふうに考えております。そうすることによって、これはお医者様のほうからも、そうしてくれたほうがいいよと。ばらばら来ると、一つは受けるけど、もう一つは受診しないというケースも出てきますので、できたら一緒に送ってほしいという御意見もありましたし、高齢者の方、それぞれいろいろ来るとわからなくなってしまうということもありますので、一つにまとめて送るということで、相乗効果を期待しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 私も何通もいただいて、何か切手代がもったいないなと思いをしてみましたので、そのように取り組んでいただくと、かなりの費用も削減できるんじゃないかなと思いますけど、その辺の概算が出されてますか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） 申しわけありません。ちょっと今数字、ここでお答えできないんですが、今までそれぞれやはり送っていたので、郵送料は少し安くなります。ただ、これ、封入封緘の作業がかなり複雑になりますので、その分はちょっと委託料

が少しふえるということで、結果的に減るということになりませんが、ちょっと数字的なもの、申しわけありません、今持ち合わせておりませんので、すみません。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。そうですね。切手を張って出すだけでなく、封入は委託しているということがわかりましたので。

ではあと、今年度から、昨年度からでしたか、こちらの保険年金課のほうに保健師とか栄養士とかいらっしゃらなくなっているんですけども、受診結果をどのように今活用してるのか。あるいは今後についても、特定健診のような保健指導をされるのか。今度一緒に封入するから、どのようにするのかとか、やはり受診してもらいっ放しではないことを期待しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本年度から特定健診係という国保の係で、国保の特定健診の係ではあったんですが、そちらに保健師、それから栄養士もいたわけなんですけど、健康増進課といいますか、健康福祉部のほうにその事務を持って行って、職員もそちらでということになっております。ただ、連携はしていかなければいけないということで、今年度も早い時期から長寿介護課、それから健康増進課、保険年金課の3課で連携を、毎月月末に連携をとっているところです。

今後につきましては、国のほうでも高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をしていきなさいというようなことがありますので、今後は健診のデータですとか、レセプトなんかの分析をして、これは専門の方にとということで、栄養士だとか保健師に分析をしていただくことになるんですが、そういった連携をした中で、今後に向けてどんな指導をしていったらいいかというのをまた研究をしていくということになるかと思えます。今後も関係課と連携と、それからその準備体制を整えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。きょうの新規条例の犯罪被害者等への支援とか、いろいろなもの、私がいろいろ、発達障害のお子さんのこととか言ってる、連携、連携というものが、だんだんいろいろなところで答弁の中にも入ってまいりまして、本当にいい形で市民が安心するようなものにお金を有効に予算を使っていければいいなと思っております。ありがとうございました。

では次に行きます。

6款1項7目、土地改良施設管理運営費のため池耐震性の実施にかかる委託料の内容はということで、先ほど来からお尋ねした議員の答弁で大分わかりました。それで、県のため池整備計画に基づきということで、こういう途中で新規事業が上がってくるというのは、県からここを整備しなさいよと来たからということですか。まずそこから、すみません。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 昨年、平成元年度の6月に、新たな基準として防災重点ため池ということで再選定が行われたということでございます。

それに基づきまして、新たに県下でも防災重点ため池になった部分のため池を順次調査して改修していこうという計画でございます。

そちらのほうの計画がまとまりましたところで、ことし、令和元年度に国の補正予算のほうがつきまして、湖西市のほうでも防災重点ため池があるということで、予算を確保して、新たに補正で何とか調査ができるようにしたということで、予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。それで、今までため池のハザードマップのことなんかを結構私お聞きしてきたんですけど、ここで耐震、大知波の4カ所のため池を、1カ所600万円の補正予算で調査していくということですけども、この結果を受けて、耐震化が必要となれば耐震工事とか、工事が済んだらハザードマップにアップとか、そういう形になるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） ハザードマップのほうの

作成につきましては、既に新しい令和2年度の当初予算のほうに計上してございまして、あらかじめ調査をさせていただいて、ハザードマップを作成して、排水とか、危険のほうをあらかじめ知らせていくということで予算のほう計上してまいります。

今回の補正の調査につきましては、調査の結果でまた次年度以降、改修が必要なところがあれば、予算が確保でき次第、改修等を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。本当に天候が変で、温暖化で、皆さんいろいろな意味でおびえているときですので、いろいろな情報を正しく発信できるように、よろしくお願いたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて3番 滝本幸夫君の発言を許します。3番 滝本幸夫君。

〔3番 滝本幸夫登壇〕

○3番（滝本幸夫） 3番 滝本幸夫です。

議案番号17号議案、歳入のほうで20款5項1目、諸収入というところなんですけれども、競艇事業収入の使途、収入の使途をお聞きしたいということで、どういうふうな形で使われているのかというのが全然わかってないもんですから、その辺をちょっとお聞かせ願いたいなと思ひまして質疑いたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えをします。

浜名湖競艇企業団からいただく配分金は、市の貴重な一般財源として歳入しております。

議員おっしゃられました使途につきましては、今申したとおり一般財源ですので、厳密に言いますと特定財源のように決められたもの、確定したものはございませんが、浜名湖競艇企業団の運営目的、規約の中にもありますが、浜名湖競艇企業団としては社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興、そのほか住民の福祉の増進を図ることを掲げておりますので、市といたしましては、そ

の目的にある程度沿う形で、今は主に教育費、土木費、消防費などに充当させていただいております。

ちなみに昨年度であります、平成30年度の配分金は4億2,000万円いただきました。これにつきましては、新居中学校の外壁塗装工事や岡崎幼稚園、新居幼稚園のこども園化事業、浜名湖西岸土地区画整理事業、上田町地区急傾斜地崩壊対策事業などに昨年は充当させていただいております。

今年度、今回の補正額を含めました5億6,000万円につきましては、これで議会の議決をいただければ、新居関跡保存整備事業としての女改之長屋復元工事や、引き続き多額の財源を要する浜名湖西岸土地区画整理事業、南分署や消防団に配置する消防ポンプ自動車の購入などに充当させていただく予定であります。以上であります。

○議長（加藤弘己） 滝本幸夫君。

○3番（滝本幸夫） ありがとうございます。必要に応じて使っていただいて、当然順番というものもあるでしょうし、こちらの予定どおりという部分ではない部分というんですか、やはりある程度要望があったところというのも出てきておりますもんですから、そういったことがあってお聞きしたんですけども、あとは浜名湖競艇競艇の企業団のほうからもやはりどういう形で使ってるのかというのがある程度わかると、こちら也非常にいいなということを言われてるもんですから、その辺を、細かく伝える必要はないと思いますけれども、ある程度こういう形で使ってるのでということで、宣伝もして、その分だけ事業収入を増やそうという意識はかなり見えるもんですから、その辺はこちらでも協力できるところはしたほうがいいのかなと思って、質疑のほう出ましたので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 今議員がおっしゃられましたように、平成29年度からだと思いましたが、広報こさいのほうには、決算の説明として、競艇事業団からいただいたお金でこういうものに使ってますよというものを載せさせてもらっております。そして昨年度からは、ウェブサイトのほうにも明細を載せさせていただきまして、皆さんにPRできるよう

な形でこちらでも宣伝していきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 滝本幸夫君。

○3番（滝本幸夫） ありがとうございます。聞かれたときに説明ができるような形であれば私もいいと思いますので、ある程度こういう形でいってますよということで、どんどん使ってくださいということは申し上げて、収入増やしていくということ、上げていただくということを前提として動いておりますので、よろしく願いいたします。

では2番目の質問に参ります。

歳入のほうの20款6項2目です。自治総合センター助成金の宝くじ助成金事業の不採択ということで、今後の対応について伺いたいということなんですけれども、これのことも私自身がちょっとよくわかっておりませんもんですから、どういうことであるのかということをお教えいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） それではお答えさせていただきます。

令和元年度におきましては、2つの自治会より要望がございました。一般コミュニティ助成事業についてなんです、静岡県を通しまして自治総合センターへ申請を行い、1事業が採択、1事業が不採択という結果でございました。

静岡県内では、政令市を除く33の市町から67件の申請がございまして、採択件数は30件、採択率は44.8%でございます。

令和元年度不採択となった自治会分につきましては、令和2年度の採択に向けて、湖西市の実施優先順位の1番というふうにしまして、そういった事業としまして既に令和元年9月に静岡県を通しまして、自治総合センターに対しまして助成申請を既に行ったところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 滝本幸夫君。

○3番（滝本幸夫） ありがとうございます。よくわかりましたので、そういう説明をさせていただきます。どうもありがとうございます。以上で質疑終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、3番 滝本幸夫君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第17号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第18号 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第18号について採決いたします。本

案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第19号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第19号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第20号 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第20号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第20 議案第21号 令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第21号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第21 議案第23号 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題

といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第22 議案第24号 令和2年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第23 議案第25号 令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第24 議案第26号 令和2年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、16番 中村博行君の発言を許します。16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 議案書63ページ、参考資料64ページですが、この中で繰入金内訳書に営業助成87万3,000円がありますが、この根拠はどういうところから来てるんですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

〔環境部長 相澤義之登壇〕

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

一般会計繰入金のうち営業助成につきましては、

3条予算収益的支出の合計13億9,780万9,000円から減価償却費、資産減耗費、企業債の利息、人件費及び浄化センターの高度処理にかかる維持管理費を除いた使用料収益で賄うべきとされている額の費用3億3,222万9,000円を算出しまして、使用料収益の見込み額3億3,135万6,000円では不足する金額87万3,000円を営業助成として計上しておるところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） 内訳は言われた内容だろうと思いますが、この営業助成は補助金ですので、市のほうから出さないよといえれば別に出さなくても済むものだと私は考えますが、その辺はどうですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

予算編成におきましては、一般会計の財政当局と繰入金の額については調整をしながら予算立てをしておりますので、まず下水道会計に必要な額については、その一般会計から支出可能な、助成可能な金額の中においては計上させていただけるものだと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） そういう調整をしながらやっているとと思うんですが、この会計の収入と支出を出してみると、収入が14億1,006万3,000円、支出が13億9,780万9,000円という形で上がってます。その差が1,225万4,000円あります。それで、言われた87万3,000円というのは、これから引いてもまだ1,138万1,000円利益が出るという形ですので、これは何も市からもらわなくても当然できるものではないかと私は思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

収益的支出には減価償却費など現金支出を必要としていない経費等が含まれていたり、また予算上の収支のバランスにつきましては予定の損益計算書等も作成した中で確認しておりますので、3条予算の収支の差額、今おっしゃられた1,225万円余りとは直接結びつくものではないかと考えております。

あくまで使用料収益で賄うべき費用の不足分とし

て、営業助成87万3,000円を計上しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） 何か言われていることが私にはちょっと理解ができないんですが、収入と支出を引いて、それで残ってるお金で、結局現金が動かないでも、ないといっても実際はその分が現金で残ってるはずですよ、企業会計の場合は。だから、この87万3,000円は、私はもう必要ないもんだというふうに考えますが、その辺はどうですか。わかりますか、言ってること。

○議長（加藤弘己） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 予算編成のときにも、3条と4条の収支の状況も確認をしながら、実際、現金ベースでどのような収支、支出になるかということも検証しながら予算立てをしておりますので、一般会計からの繰入金を支援、援助していただくことで、一応予算が成り立ちますので、収入・収支、バランス、ぎりぎりのところで予算計上をしているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 中村博行君。

○16番（中村博行） これ以上言っても話が通じんで、委員会のほうでいろいろ審議してもらったほうがいいと思いますのでやめますが、何しろ、入るほうと出るほうの差が賄えるもんですから、これは必要ないものではないかなと思って私は質問しました。ということで、あと委員会のほうでいろいろ審議してもらいたいと思います。

それと、ついではなんですが、その内訳書にある説明書と、今最初説明してもらった内容と、それと予算概要説明書、この内容にも何かちょっと説明が適切でないように私は思います。それはこの概要説明書には一般会計からの補助金であると。使途は企業債利息、人件費、総係費と減価償却、処理場の維持管理費の一部及び営業助成であると、こういうふうに書いてありまして、この内訳説明書には分流式の要する費用、高度処理に要する費用、人件費、営業助成と、こんなふうに書かれてるもんで、この内容がまた違ってきてる部分があるもんですから、その辺もあわせて精査してもらいたいというふうに

私は思いますので、これを指摘しまして、私は質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第25 議案第27号 令和2年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第26 議案第28号 令和2年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時01分 散会
